

## 介護老人保健施設 横浜あおぼの里 短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）利用約款

### （約款の目的）

第1条 介護老人保健施設 横浜あおぼの里 短期入所療養介護（以下「当施設」という。）は、要介護状態（介護予防にあっては要支援状態）と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、介護保険法令の主旨に従って、利用者がその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるように一定の期間、短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）を提供し、一方、利用者及び利用者の身元引受人は、当施設に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを、本約款の目的とします。

### （適用期間）

第2条 本約款は、利用者が介護老人保健施設の短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）利用同意書を当施設に提出したときから効力を有します。但し、利用者の身元引受人に変更があった場合は、新たな身元引受人に同意を得ることとします。

2. 利用者は、第4条又は第5条による解除がない限り、初回利用時の同意書提出をもって、繰り返し当施設を利用することができるものとします。但し、本約款、別紙1及び別紙2、別紙3（本項において「本約款等」といいます。）の改定が行われた場合は新たな本約款等に基づく同意書を提出していただきます。

### （身元引受人）

第3条 利用者は、次の各号の要件を満たす身元引受人を立てます。但し、利用者が身元引受人を立てることができない相当の理由がある場合を除きます。

- ① 行為能力者（民法第20条第1項に定める行為能力者をいいます。以下同じ。）であること
- ② 弁済をする資力を有すること
2. 身元引受人は、利用者が本約款上当施設に対して負担する一切の債務を極度額40万円の範囲内で、利用者と連帯して支払う責任を負います。
3. 身元引受人は、前項の責任のほか、次の各号の責任を負います。
  - ① 利用者が疾病等により医療機関に入院する場合、入院手続が円滑に進行するように協力すること。
  - ② 入所利用が解除若しくは終了した場合の残置物の引取り等の処置、又は利用者が死亡した場合の遺体の引取をすること。但し、遺体の引取について、身元引受人と別に祭祀主宰者がいる場合、当施設は祭祀主宰者に引き取っていただくことができます。
4. 身元引受人が第1項各号の要件を満たさない場合、又は当施設、当施設の職員若しくは他の入所者等に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷その他の背信行為又は反社会的行為を行った場合、当施設は、利用者及び身元引受人に対し、相当期間内にその身元引受人に代わる新たな身元引受人を立てることを求めることができます。但し、第1項但書の場合はこの限りではありません。
5. 身元引受人の請求があったときは、当施設は身元引受人に対し、当施設に対する利用料金の未払い、これに対する利息及び賠償すべき損害の有無並びにこれらの残額及び支払期が到来しているものの額に関する情報を提供します。

(利用者からの解除)

第4条 利用者は、当施設に対し、退所の意思表示をすることにより、利用者の居宅介護サービス（介護予防サービス）計画にかかわらず、本約款に基づく入所利用を解除することができます。なお、この場合利用者及び身元引受人は、速やかに当施設及び利用者の居宅サービス（介護予防サービス）計画作成者に連絡するものとします（本条第2項の場合も同様とします）。

2. 身元引受人も前項と同様に入所利用を解除することができます。但し、利用者の利益に反する場合は、この限りではありません。

(当施設からの解除)

第5条 当施設は、利用者及び身元引受人に対し、次に掲げる場合には、本約款に基づく入所利用を解除することができます。

- ① 利用者が要介護認定において、自立と認定された場合
- ② 利用者の居宅介護サービス（介護予防サービス）計画が作成されている場合には、その計画で定められた当該利用日数を満了した場合
- ③ 利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当施設での適切な短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）の提供を超えると判断された場合
- ④ 利用者及び身元引受人が、本約款に定める利用料金を3ヶ月分以上滞納し、その支払いを督促したにもかかわらず30日以内に支払われない場合
- ⑤ 利用者が、当施設・当施設の職員又は他の入所者等に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷その他の利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為を行った場合
- ⑥ 第3条第4項の規定に基づき、当施設が新たな身元引受人を立てることを求めたにもかかわらず、新たな身元引受人を立てない場合。但し、利用者が新たな身元引受人を立てることができない相当の理由がある場合を除く。
- ⑦ 天災、災害、施設・設備の故障その他やむを得ない理由により、当施設を利用させることができない場合

(利用料金)

第6条 利用者及び身元引受人は、連帯して、当施設に対し、本約款に基づく短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）の対価として、別紙2の利用単位ごとの料金をもとに計算された月ごとの合計額及び利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い、必要となる額の合計額を支払う義務があります。但し、当施設は、利用者の経済状態等に変動があった場合、上記利用料金を変更することがあります。

2. 当施設は、利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する送付先に対し、利用料金の合計額の請求書及び明細書を、毎月末日で締めたものを2週間以内に送付し、利用者及び身元引受人は、連帯して、当施設に対し当該合計額を請求書到着後2週間以内に支払うものとします。
3. 当施設は、利用者又は身元引受人から、1項に定める利用料金の支払いを受けたときは、利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する送付先に対して、領収書を送付します。

(記録)

- 第7条 当施設は、利用者の短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）の提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後2年間は保管します。（診療録については、5年間保管します。）
2. 当施設は、利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めた場合には、原則として、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。
  3. 当施設は、身元引受人が第1項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、閲覧、謄写を必要とする事情を確認して当施設が必要と認める場合に限り、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。但し、利用者が身元引受人に対する閲覧、謄写に反対する意思を表示した場合その他利用者の利益に反するおそれがあると当施設が認める場合は、閲覧、謄写に応じないことができます。
  4. 前項は、当施設が身元引受人に対して連帯保証債務の履行を請求するため必要な場合は適用されません。
  5. 当施設は、利用者及び身元引受人以外の親族が第1項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、利用者の承諾がある場合に限り、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。但し、利用者の利益に反するおそれがあると当施設が認める場合は、閲覧、謄写に応じないことができます。

(身体の拘束等)

- 第8条 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、施設管理者又は施設長が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、当施設の医師がその容体及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載することとします。

(秘密の保持及び個人情報の保護)

- 第9条 当施設とその職員は、当法人の個人情報保護方針に基づき、業務上知り得た利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人の親族に関する個人情報の利用目的を別紙3のとおり定め、適切に取り扱います。また正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、例外として次の各号については、法令上、介護関係事業者が行うべき義務として明記されていることから、情報提供を行なうこととします。
- ① サービス提供困難時の事業者間の連絡、紹介等
  - ② 居宅介護支援事業所（地域包括支援センター〔介護予防支援事業所〕）等との連携
  - ③ 利用者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町村への通知
  - ④ 利用者に病状の急変が生じた場合等の主治の医師への連絡等
  - ⑤ 生命・身体の保護のため必要な場合（災害時において安否確認情報を行政に提供する場合等）
2. 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取り扱いとします。

(緊急時の対応)

第10条 当施設は、利用者に対し、施設医師の医学的判断により対診が必要と認める場合、協力医療機関又は協力歯科医療機関での診療を依頼することがあります。

2. 当施設は、利用者に対し、当施設における短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）での対応が困難な状態、又は、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、他の専門的機関を紹介します。
3. 前2項のほか、短期入所療養介護利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、当施設は、利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定するものに対し、緊急に連絡します。

(事故発生時の対応)

第11条 サービス提供等により事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を講じます。

2. 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼します。
3. 前2項のほか、当施設は利用者の身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する者及び保険者の指定する行政機関に対して速やかに連絡します。

(要望又は苦情等の申出)

第12条 利用者及び身元引受人又は利用者の親族は、当施設の提供する短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）に対しての要望又は苦情等について、介護支援専門員又は事務長に申し出ることができ、又は備え付けの用紙、管理者宛の文書で所定の位置に設置する「ご意見箱」に投函して申し出ることができます。

(賠償責任)

第13条 短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）の提供に伴って、当施設の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、当施設は、利用者に対して、損害を賠償するものとします。

2. 利用者の責に帰すべき事由によって、当施設が損害を被った場合、利用者及び身元引受人は、連帯して当施設に対して、その損害を賠償するものとします。

(利用契約に定めのない事項)

第14条 この約款に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、利用者又は身元引受人と当施設が誠意をもって協議して定めるものとします。

## 【別紙 1】

### 介護老人保健施設 横浜あおぼの里 短期入所療養介護のご案内 (令和 5 年 5 月 1 日現在)

#### 1. 事業所の概要

##### (1) 事業所の名称等

- 事業所名 医療法人社団協友会 介護老人保健施設 横浜あおぼの里
- 開設年月日 平成 16 年 3 月 1 日
- 所在地 神奈川県横浜市青葉区鉄町 1 3 7 5 番地
- 電話番号 045-978-5310 FAX 番号 045-978-5309
- 管理者名 高橋 悟

##### (2) 短期入所療養介護の目的と運営方針

短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）は、要介護状態（要支援状態）と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活の世話をを行い、利用者の療養生活の質の向上及び利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

#### 【運営の方針】

当施設では、短期入所療養介護計画に基づいて、医学的管理の下における機能訓練、看護、介護その他日常的に必要とされる医療並びに日常生活上の世話をを行い、利用者の身体機能の維持向上を目指すとともに、利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図り、利用者が 1 日でも長く居宅での生活を維持できるよう在宅ケアの支援に努める。

- 2 当施設では、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行わない。
- 3 当施設では、介護老人保健施設が地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業者、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市区町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努める。
- 4 当施設では、明るく家庭的雰囲気重視し、利用者が「にこやか」で「個性豊かに」過ごすことができるようサービス提供に努める。
- 5 サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、入所者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努める。

(3) 施設の職員体制（令和6年8月1日現在）

|          | 介護老人保健施設サービス<br>短期入所療養介護 |           |
|----------|--------------------------|-----------|
|          | 常 勤                      | 非常勤（常勤換算） |
| ・医師      | 1                        | 4 (0.5)   |
| ・看護職員    | 7                        | 18 (11.7) |
| ・薬剤師     | 1                        | 1 (0.1)   |
| ・介護職員    | 48                       | 16 (8.6)  |
| ・支援相談員   | 6                        | 1 (0.5)   |
| ・理学療法士   | 7                        | 1 (0.5)   |
| ・作業療法士   | 7                        | 2 (0.7)   |
| ・言語聴覚士   | 3                        | 1 (0.6)   |
| ・管理栄養士   | 3                        | 1 (0.9)   |
| ・調理員     | 給食委託業者                   |           |
| ・介護支援専門員 | 4                        |           |
| ・事務職員    | 9                        | 7 (5.3)   |
| ・その他     | 1                        | 2 (1.1)   |
| 合 計      | 97                       | 54 (30.5) |

(4) 入所定員等

- 定 員 172名（うち認知症専門棟 60名）
- 療養室 1人部屋 20室・4人部屋 38室

(5) 通所定員 45名

2. サービス内容

- ① 施設サービス計画の立案
- ② 短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）と計画の立案
- ③ 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画の立案
- ④ 食事（食事は原則として食堂でおとりいただきます。）  
朝食 8時00分  
昼食 12時00分  
おやつ 15時00分  
夕食 17時45分
- ⑤ 入浴（一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応）
- ⑥ 医学的管理・看護
- ⑦ 介護（退所時の支援も行います）
- ⑧ リハビリテーション
- ⑨ 送迎（居宅及び事業所間）
- ⑩ 相談援助サービス
- ⑪ 理美容サービス

### 3. 協力医療機関

当施設では、下記の医療機関・歯科医療機関に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

・ 協力病院・協力歯科医療機関

- ・ 名 称 横浜総合病院
- ・ 住 所 横浜市青葉区鉄町 2201
- ・ 名 称 青葉さわい病院
- ・ 住 所 横浜市青葉区元石川町 4300
- ・ 名 称 横浜市青葉区歯科医師会 北野歯科医院
- ・ 住 所 横浜市青葉区あざみ野 2-2-8 プロスパあざみ野 101 号

### ◇緊急時の連絡先

緊急の場合には、「同意書」にご記入いただいた連絡先にご連絡いたします。

### 4. 当施設利用にあたっての留意事項を以下のとおりといたします。

- 面会は、午前 9 時から午後 7 時までです。
  - 消灯時間は、午後 9 時となります。
  - 外出・外泊は、感染状況や利用者などの体調を踏まえて判断するため、管理者の許可が必要です。希望時はスタッフへお伝えください。
  - 飲酒・喫煙は禁止です。
  - 所持品・備品、飲食物の持ち込みは禁止です。
  - 金銭・貴重品・電化製品及び当施設から持ち込みをお願いした物以外は極力持ち込みをご遠慮ください。事情により持ち込む際は当施設では管理が出来ないため、紛失・破損等に関しては責任を負いかねますのでご了承ください。
  - 衣類など持参物に関しては全て名前をご記載ください。職員では一切、記載を致しません。名前の記載がない物の紛失、破損に関しては責任を負いかねますのでご了承ください。
  - 外泊時等の施設外での受診は、事前に施設に連絡をして指示を受けて下さい。
  - ペットの持ち込みは、禁止させていただきます。
  - ご利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止です。
  - 他ご利用者への迷惑行為、安全衛生を害することは禁止です。
  - 入所後、利用者の状態や感染の状況によって居室変更や階移動をすることがありますので、ご理解とご協力をお願い致します
  - 入所・退所等の時間は必ずお守りください。他の利用者に差し支える場合があります。
- ※その他、ご不明な点は、ご遠慮なくお気軽にお問い合わせ下さい。

### 5. 非常災害対策

- 防災設備 スプリンクラー・消火器・補助散水栓等
- 防災訓練 年 2 回

### 6. 禁止事項

当施設では、多くの方々に安心して療養生活を送っていただくために、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。

7 サービス利用の中止

- (1) 利用者がサービス利用日をお休みされる場合には、すみやかに所定の連絡先までご連絡下さい。

連絡先（電話）：045-978-5310

- (2) 利用者の都合でサービスをお休みされる場合には、できるだけサービス利用の前々日までにご連絡下さい。

8 当施設には支援相談の専門員として、支援相談員が勤務しています。お気軽にご相談下さい。

(電話 045-978-5310)

要望や苦情などは、事務長又は介護支援専門員にお申し付けいただければ、速やかに対応いたします。また、窓口に備えつけられた「ご意見箱」をご利用下さい。

## 【別紙 2】

### 短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）について

#### 1. 介護保険証の確認

利用者のお申込みに当たり、利用希望者の介護保険証を確認させていただきます。

#### 2. 短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）の概要

短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）は、要介護者（介護予防短期入所療養介護にあつては要支援者）の家庭等での生活を継続させるために立案された居宅介護サービス計画に基づき、当施設を一定期間ご利用いただき、看護、医学管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上のお世話をを行い、利用者の療養生活の質の向上および利用者のご家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るため提供されます。このサービスを提供するにあたっては、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって、短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）計画が作成されますが、その際、利用者・利用者の後見人、利用者の家族、身元引受人等の希望を十分に取り入れ、また計画の内容については、同意をいただくようになります。

#### 3. 利用料金

##### (1) 基本料金

- ① 施設利用料（介護保険制度では、要介護認定による要介護度の程度によって利用料が異なります。1日あたりの自己負担金額は別紙「短期入所療養介護（ショートステイ）利用料金表」をご確認下さい。）

|        |     |      |
|--------|-----|------|
| ②食事材料費 | 朝食  | 620円 |
|        | 昼食  | 750円 |
|        | おやつ | 80円  |
|        | 夕食  | 700円 |

|      |     |       |        |
|------|-----|-------|--------|
| ③滞在費 | 多床室 | 1日あたり | 670円   |
|      | 個室  | 1日あたり | 2,530円 |

##### (2) その他の料金（ご希望により）

- ① 特別室利用料（1日当たり）
- ・個室 1人部屋 1,500円（但し、認知症専門棟は除きます。）
- ② 理美容代
- ・500円 ～ 4,600円
- ③ 教養娯楽費 70円/日

##### (3) 支払方法

- ・毎月末日に締めた請求書を翌月15日迄に発行しますので、請求書到着後その月末迄にお支払い下さい。お支払いいただきますと領収書を発行いたします。

## 個人情報の利用目的

(令和5年5月1日現在)

介護老人保健施設 横浜あおばの里では、利用者の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

### 【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

〔介護老人保健施設内部での利用目的〕

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービス
- ・介護保険事務
- ・介護サービスの利用者に係る当施設の管理運営業務のうち
  - －入退所等の管理
  - －会計・経理
  - －事故等の報告
  - －当該利用者の介護・医療サービスの向上

〔他の事業者等への情報提供を伴う利用目的〕

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービスのうち
  - －利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所との連携(サービス担当者会議等)、照会への回答
  - －利用者の診療等に当り、外部の医師等の意見・助言を求める場合
  - －検体検査業務の委託その他業務委託
- ・介護保険事務のうち
  - －保険事務の委託
  - －審査支払機関へのレセプトの提出
  - －審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等
- ・感染管理・安全対策および医療・介護の質向上のため、上尾中央医科グループの病院・施設からの照会への回答

### 【上記以外の利用目的】

〔当施設の内部での利用に係る利用目的〕

- ・当施設の管理運営業務のうち
  - －医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
  - －当施設において行なわれる学生の実習への協力
  - －当施設において行なわれる事例研究

〔他の事業者等への情報提供に係る利用目的〕

- ・当施設の管理運営業務のうち
  - －外部監査機関への情報提供

## 短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）利用同意書

介護老人保健施設 横浜あおばの里の短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）を利用するにあたり、短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）利用約款及び別紙1、別紙2、別紙3を受領し、これらの内容に関して、担当者による説明を受け、これらを十分に理解した上で同意します。

また、契約を証するため、本書2通を作成し、利用者、事業者が署名の上、1通ずつ保有するものとします。

契約締結日 令和 年 月 日

<利用者>

〒 ー  
住 所  
氏 名

<利用者の身元引受人>

私は、本人の契約意思を確認し署名代行いたしました。

〒 ー  
住 所  
氏 名

<事業者・事業所>

神奈川県横浜市青葉区鉄町 1375 番地  
医療法人社団協友会 介護老人保健施設 横浜あおばの里  
管理者 高橋 悟  
(指定番号 第 1453780020 号 神奈川県)

【本約款第 6 条の請求書・明細書及び領収書の送付先】

|       |            |
|-------|------------|
| ・氏 名  | (続柄 )      |
| ・住 所  | 〒 ー        |
| ・電話番号 | 自宅：<br>携帯： |

【本約款第 10 条 3 項の緊急時及び第 11 条 3 項事故発生時の連絡先】

|       |            |
|-------|------------|
| ・氏 名  | (続柄 )      |
| ・住 所  | 〒 ー        |
| ・電話番号 | 自宅：<br>携帯： |

2026 年 4 月 改定